

綜合法律支援法（抄）（平成十六年法律第七十四号）

（被害者等の援助等に係る態勢の充実）

第六条 綜合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、被害者等（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）が刑事手続に適切に関与するとともに、被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度を十分に利用することができる態勢の充実が図られなければならない。

（連携の確保強化）

第七条 綜合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法による紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。

（業務の範囲）

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、綜合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一 次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。

イ 裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの

ロ 弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関するもの

二 民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下「国民等」という。）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務

イ 民事裁判等手続の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。

ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

二 ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にハに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施すること。

三 国の委託に基づく国選弁護人の選任に関する次に掲げる業務

イ 裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（以下「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること。

ロ イの通知に基づき国選弁護人に選任された国選弁護人契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

四 弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

五 被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること。

イ 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの

ロ 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの

六 国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法による紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

七 支援センターの業務に関し、講習又は研修を実施すること。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 支援センターは、前項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人その他の営利を目的としない法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、次の業務を行うことができる。

一 その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 支援センターが前二項の業務として契約弁護士等に取り扱わせる事務について

は、支援センターがこれを取り扱うことができるものと解してはならない。

(支援センター等の義務等)

- 第三十二条 支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとって利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号及び第三号の各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならない。
- 2 支援センターは、前項に規定する者が高齢者及び障害者等法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある者である場合には、前条に規定する業務が利用しやすいものとなるように特別の配慮をしなければならない。
 - 3 支援センターは、第三十条第一項第一号、第四号及び第五号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法による紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。
 - 4 支援センターは、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。
 - 5 地方公共団体は、支援センターに対して、その地域において行われる第三十条に規定する業務に関し必要な協力をすることができる。
 - 6 支援センターは、業務の運営に当たり、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体に対して、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

日本司法支援センター中期目標(抄) (平成18年4月10日法務大臣指示)

1 中期目標の期間

日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)の中期目標の期間は、平成18年4月10日から平成22年3月31日までの間とする。

2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

(6) 犯罪被害者支援

犯罪被害者の支援に資するサービス提供機関が必ずしも法的紛争解決に関わるものに限られないことに留意し、連携関係を確保する犯罪被害者支援関係機関・団体の範囲の拡大及び連携の強化を図る。

3 業務運営の効率化に関する事項

(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化

- ① 電話による情報提供業務につき一元化するなどの方法により、情報提供業務の効率的遂行を図る。
- ② 連携関係を有する関係機関・団体における情報提供の拡充(アクセスポイント機能の充実)を図ることによって、支援センターにおける情報提供に関する業務量を軽減するべく、関係機関・団体が支援センターにおいて集約整理した情報(データベース)を活用して自ら情報提供を行う態勢の促進を図る。

4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 民事法律扶助

- ② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士を選任などを通じて、充実した援助の提供に努める。

(4) 犯罪被害者支援

- ① 犯罪被害者に対し、被害を受けたときからの時間の長短を問わず、その心情に十分配慮した懇切丁寧かつ迅速な情報提供に努める。
- ② 支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者などやその支援に携わるものの意見を聴取する機会を設ける。
- ③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図る。
- ④ 資力の乏しい犯罪被害者が民事法律扶助制度を適切に活用し、損害賠償請求による被害回復を行えるように適切な情報提供に努める。

日本司法支援センター中期計画（抄）（平成18年4月28日法務大臣認可）

1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

(6) 犯罪被害者支援

- ① 地方事務所単位で、平均12以上の犯罪被害者支援関係機関・団体と連携・協力関係を構築する。
- ② 関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数（※）を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。

（※）連携指数

例えば、連携の度合いを1～4に分類し、

$$\text{（各関係機関の連携指数の総和）} \div \text{（関係機関の総数} \times 4 \text{）} \times 100$$

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- ① 情報提供業務の効率的遂行を図るべく、全国の利用者に対する電話による情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置し、その電話による情報提供業務を集中的に遂行する。
- ② 関係機関・団体に対し、業務マニュアルの配付や研修の実施等の方法により、データベースの利用方法の周知徹底と積極的活用を促進する。

3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 情報提供

- ② 各地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者のうち、法的紛争解決に資する情報又は犯罪被害者支援に関する情報を求めた者については、全員に対して、即日中に情報を提供する。

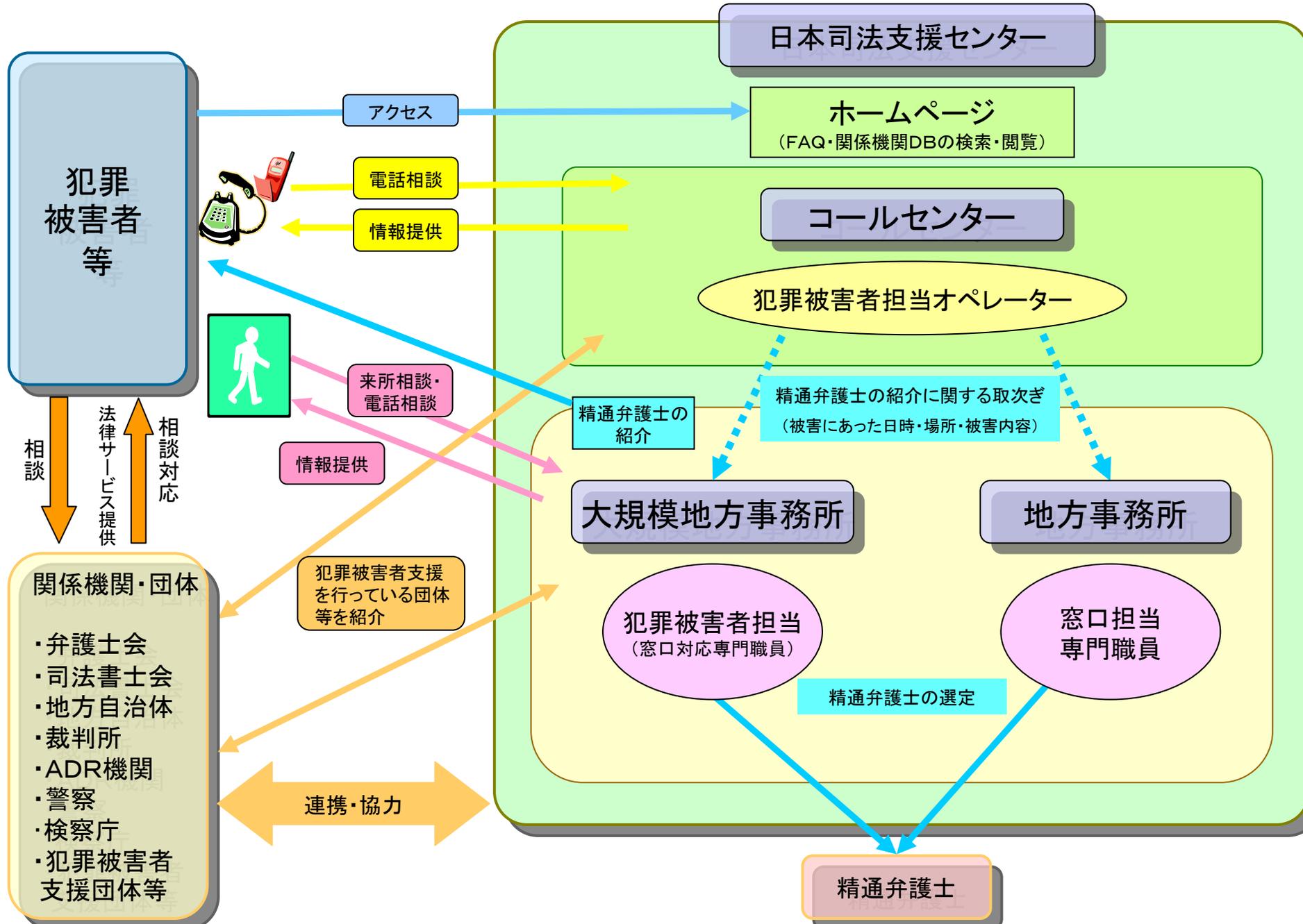
(2) 民事法律扶助

- ② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士を選任などを通じて、充実した援助を提供する。

(4) 犯罪被害者支援

- ① 地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。
職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。
- ② 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設ける。
- ③ 各地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保する。
- ④ 損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対しては、資力に乏しい場合の民事法律扶助制度の利用に関する適切かつ積極的な助言を徹底する。

犯罪被害者支援業務のイメージ



日本司法支援センター（法テラス）が行う犯罪被害者支援業務の実施状況について

（平成18年10月～平成19年3月）

1 コールセンター

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	業務開始以降総計	
犯罪被害者支援ダイヤル (0570-079714 なくことないよ)		1,175	730	497	440	371	466	3,679	100.0%
	犯罪・刑事事件	437	268	210	170	132	188	1,405	38.2%
	その他(生活上の取引等)	738	462	287	270	239	278	2,274	61.8%
犯罪・刑事事件(コールセンター全体)		1,287	870	714	599	579	653	4,702	100.0%
	犯罪被害者支援ダイヤル	437	268	210	170	132	188	1,405	29.9%
	一般ダイヤル	850	602	504	429	447	465	3,297	70.1%

※「犯罪・刑事事件」の分類に含まれる主なもの

①刑事手続の仕組み

②犯罪の成否

③その他犯罪・刑事事件に関するもの(被害者相談、危機介入、告訴・告発、警察・裁判所付添、検察審査会への申立て、示談交渉、犯罪被害者等給付金、ストーカー、性犯罪、交通事故、医療相談・医療支援、メンタルケア、その他)

2 地方事務所

○「犯罪・刑事事件」に関する問い合わせ数 715件

○犯罪被害者支援に精通した弁護士(精通弁護士)の紹介件数 97件

(参考)精通弁護士名簿登載者人数 1,185名(平成19年3月31日現在)

平成18年度 「犯罪・刑事事件」の問い合わせに係る関係機関との連携割合 (犯罪被害者支援ダイヤルからの紹介先)

